

空き家の改修費等を一部補助します。

～令和8年度浅口市空き家利活用事業補助金～

空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本市への移住・定住促進を図るため、空き家の改修、修繕、補修等を行う人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

1.対象空き家

戸建て住宅で、売買、賃貸に関する不動産業者との媒介契約を締結したもの

2.対象者

●2年以内に取得した空き家の居住予定者で、実績の報告前までに当該空き家に住民登録を行い、次の(1)又は(2)に該当する人

(1) 移住型

市外からの転居で、補助金交付日から10年以上継続して居住する人

(2) 定住型

市内外からの転居で、補助金交付日から5年以上継続して居住する人

※申請者又はその配偶者名義の持家が市内にないこと

※市内から当該空き家へ転居する場合、転居前の住居が空き家とならないこと。

(親世帯等との同居からの独立又は賃貸住宅等からの転居であること。)

●市税などを滞納していない人

●暴力団員などでない人

3.対象事業

施工業者が行う次のすべてに該当する工事

●居住のための部分について、住居としての機能を回復または向上させたり、設備を改善したりするために行うもの(容易に取外しができる物を設置するものを除く)

●補助対象事業費が30万円以上のもの

4.補助額

補助事業に要する経費の2分の1以内(千円未満切捨て)の額で、上限額は次のとおりです。

●移住型 60万円(若者世帯*の場合は80万円)

●定住型 30万円(若者世帯*の場合は50万円)

※申請者及び配偶者等がある場合は、双方が40歳未満の世帯

5.その他

- ・補助要件の確認、現地調査及び提出書類のご案内のため、必ず事前にご相談ください。
- ・補助金交付決定前に工事の契約をしている場合は、補助対象となりません。

- ・関係法令を遵守してください。

6. 事前相談の受付期間

令和8年5月11日（月）から令和8年12月4日（金）

- ・事前相談の受付後に、現地調査を行い、申請の案内をします。
- ・ただし、今年度の予算に達し次第、受付を終了します。
（移住型と定住型で合計4件）

7. 必要書類

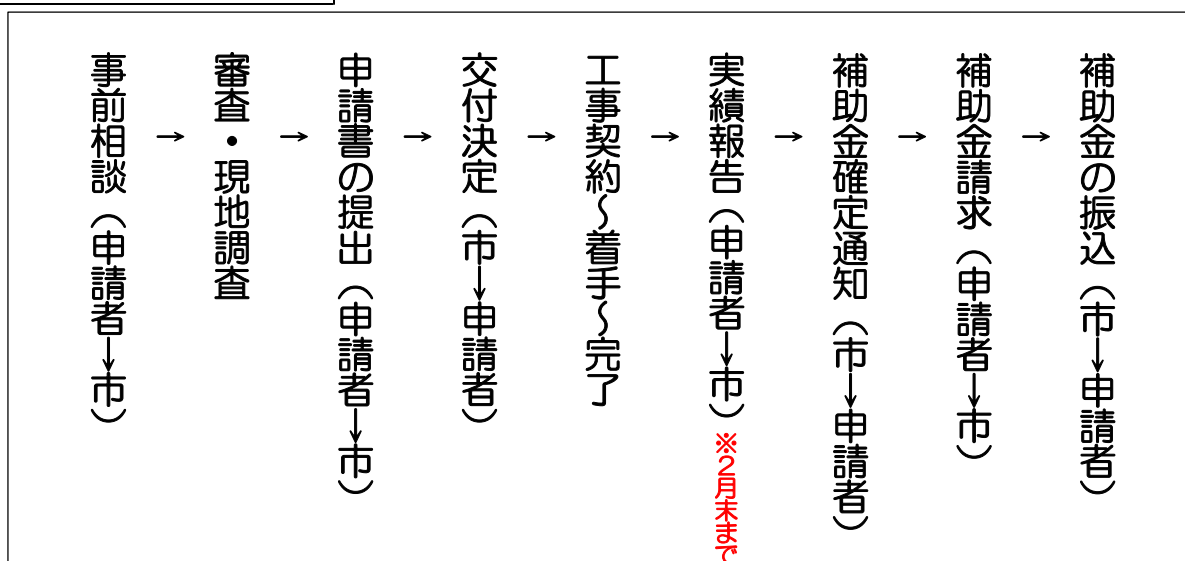
○事前相談

- ・浅口市空き家利活用事業補助金交付事前申出書
- ・浅口市空き家利活用事業補助金事前相談票

○補助金申請

- ・浅口市空き家利活用事業補助金交付申請書
 - (1) 浅口市空き家利活用事業実施計画書
 - (2) 補助事業に係る見積書及び工事内訳書の写し
 - (3) 補助対象工事部分の配置や間取りがわかる図面（設計図等）
 - (4) 空き家の外観及び施工予定箇所の現況写真（撮影日の確認できるもの）
 - (5) 誓約書
 - (6) 市税等に係る世帯全員の納税証明書（完納証明書）
 - (7) 消費税等仕入控除税額確認書
 - (8) 売買又は賃貸に係る契約書又は媒介契約書の写し
 - (9) 空き家の登記事項証明書
 - (10) 世帯全員の住民票の写し
 - (11) 承諾書（空き家賃借者の場合のみ）
 - (12) その他市長が必要と認める書類

9. 補助金申請の流れ



【問い合わせ先】

浅口市役所産業建設部まちづくり課

電話 0865-44-9044